

保 存 期 間 長 期

通達乙刑総第351号

通達乙 警 第519号

通達乙生総第575号

通達乙交指第400号

通達乙公安第163号

平成18年5月17日

本部内各部課（所、隊）長
警 察 学 校 長 殿
各 警 察 署 長

茨城県警察本部長

裁判員制度の実施に向けた捜査運営上の留意事項について

いわゆる刑事司法制度改革の一連の制度改革のうち、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号。以下「裁判員法」という。）が、平成21年5月27日までの政令で定める日から施行される。同法の施行に向けては、最高裁判所等関係機関において、一般国民への広報活動等所要の施行準備が進められており、最高検察庁においても、本年3月31日付けて、「裁判員裁判の下における捜査・公判遂行の在り方に関する試案」を公表し、その取組方針を示すなどしたところである。

裁判員制度の下においても、公共の福祉の維持と個人の基本的人権の保障とを全うしつつ、事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正かつ迅速に適用実現する（刑事訴訟法第1条）という刑事裁判の目的は何ら変わることはないが、裁判員が法律の専門家ではない一般国民であること等にかんがみ、警察としても、一般国民に分かりやすい立証等の観点から、捜査運営に当たり一定の工夫や配慮が求められるところである。また、裁判員裁判は、国民の司法参加を通じて司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資することを目的としたものであるが、警察の捜査活動の結果が直接的に一般国民である裁判員の評価の対象となる場であるということにも、留意する必要がある。

そこで、来るべき裁判員制度の実施に向けて、差し当たり裁判員裁判対象事件の捜査に関して留意すべき事項を下記のとおり取りまとめたので、各位にあっては、その理解の徹底を図り、必要な諸施策の推進に努められたい。

なお、本通達の内容は、警察庁と最高検察庁において協議済みである。

記

1 基本的な留意事項について

警察捜査は、個人の権利と自由を保護し、公共の安全と秩序を維持するため、迅速的確に証拠を収集、保全し、被疑者を検挙することにその要諦があるが、刑事手続きの一環として、公判審理を念頭においてその遂行に当たらなければならないこと

も当然である（犯罪捜査規範第7条）。

そこで、刑事裁判に一般国民が参加するという裁判員裁判の特性を踏まえ、次の点に留意すること。

(1) 客観的証拠の収集の徹底

法律の専門家でなく、厳密な事実認定にも不慣れな裁判員にとっても的確な心証形成が可能となるよう、犯行の裏付けとなる客観的証拠の収集の徹底を図ること。その観点から、DNA型鑑定等の新たな科学捜査の手法についての指導教養を一層推進すること。

(2) 捜査書類の簡潔、明瞭化の徹底

捜査書類の作成に当たっては、簡潔明瞭に表現することを旨とすべきであるが（犯罪捜査規範第55条第2項）、裁判員裁判においては特にその必要性が顕著であるので、その点に関する指導教養や捜査指揮を徹底すること。

(3) 捜査の適正の一層の確保

裁判員に警察の捜査活動に対する誤解や偏見を持たれることのないよう、従来にも増して捜査の適正の確保に意を用いること。特に、被疑者の自白の任意性、信用性に疑いを持たれないよう、取調べの適正の確保に留意すること。

(4) 檢察官との良好な協力関係の確保

裁判員裁判における分かりやすく、迅速かつ的確な主張、立証に資するためには、検察官との緊密な連携を確保することが従来以上に重要となる。その一方で、警察の第一次捜査機関としての権限と責任に留意し、いたずらに検察官に判断を委ねるようなことがあってはならない。そこで、捜査指揮官においては、この通達に示された留意事項を自らの問題として認識し、自主性、主体性の確保に留意しつつ、検察官との良好な協力関係の維持に努めること。

2 捜査活動等に関する留意事項について

捜査活動等に関する具体的な留意事項は、次のとおりである。

(1) 捜査活動の実施に当たっての留意事項

ア 捜査活動一般

裁判員制度の下においても、真相究明のため迅速、的確に捜査を行わなければならぬことに何ら変わりはない。したがって、取調べ、実況見分、捜索差押え等の捜査活動自体は、従来どおり行うべきであり、捜査の初期的段階で立証のポイントが判明していないからといって、容疑者や重要な参考人の取調べを躊躇したり、逆に無理にポイントを絞り込んで粗略な検証や実況見分を行ったりすることがないよう留意すること。

イ 取調べ

(ア) 取調べの重要性

裁判員制度の下においても、取調べの重要性が毫も低下するものではないことに留意すべきである。特に被疑者の自白については、それが得られなければ訴追はおろか逮捕さえ困難である事案が少なからず存在し、また、自白

が得られて初めてその動機も含めた真相が明らかとなる事案が大多数である。そこで、今後とも、被疑者の取調べを通じ、その自白を得て真実の発見に努めることが重要であり、これがひいては裁判員にとって最も分かりやすい立証を可能にするものであることに留意が必要である。

(イ) 取調べの適正の確保

取調べが適正に行わるべきことは当然であるが、裁判員制度の下では、自白の任意性、信用性が争われること自体が公判の遅延を招いたり、裁判員に困難な事実認定を強いたりするおそれがあり、自白の任意性、信用性の的確な立証が可能となるような配慮が必要である（刑事訴訟規則第198条の4）。

そのような観点から、次の点に留意すること。

- ・ 違法、不当な取調べがあったなどと疑われるような言動は、厳に慎むこと。
- ・ 取調べ状況報告書及び余罪関係報告書を確実かつ正確に作成するとともに（犯罪捜査規範第182条の2）、必要な場合には、具体的な取調べ状況に関する資料を整えておくこと。

ウ 証拠物の収集・保管

(ア) 証拠物の収集

上記のとおり、裁判員制度の下では、犯行の裏付けとなる客観的証拠の収集が一層重要となることから、初動捜査や現場の実況見分等の際には、徹底した搜索、検索、鑑識活動により、微物の採取も含めて、証拠物の収集に遺漏のないようにすること。

(イ) 証拠物の保管

証拠物を適正に保管すべきことは当然であるが、鑑定資料の同一性、汚染等が争点となり、裁判員による事実認定が困難とならないよう、鑑定資料の保管の適正にも十分留意すること。

(2) 捜査書類の作成に当たっての留意事項

従来の公判では、証拠採用された検査書類が大部に及ぶ場合には、検察官がその要旨を告知し、裁判官が法廷外でそれらを精読する等の運用が行われてきたとされるが、裁判員裁判の下ではそのような運用を期待することは困難であり、裁判員が法廷で直接読み聞きして把握できる程度に、検査書類を簡潔、明瞭化することが必要不可欠である。このような観点から、検査書類の作成に当たっては、次の点に留意すること。

ア 検証調書、実況見分調書

犯行現場等の客観的状況を明らかにするため、検証ないし実況見分自体が綿密かつ網羅的に行われるべきであることは(1)アのとおりであるが、それに応じて検証調書等が詳細にわたることも当然であり、その運用に変更を加える必要性は認められない。

しかしながら、裁判員に対しては、それらの検証調書等のポイント部分のみ

を抽出して示すことが必要となる場合があることから、後の抄本化等の便宜に資するため、検証調書等の作成に当たっては、写真や図面とそれらの説明文が各葉ごとに対応して構成されている方式による等の工夫を行うこと。

なお、立会人の指示説明と現場供述については、平成17年9月27日の最高裁判所決定を踏まえて、その適正な取扱いに留意すること。

イ 鑑定書

裁判員が的確な心証を形成する上で、犯行の裏付けとなる客観的証拠の存在が極めて効果的であることは上記のとおりであるが、そのためにも、科学捜査の手法や鑑定の結果が裁判員に分かりやすく示されなければならない。その観点からの留意事項は、次のとおりである。

(ア) 部外鑑定

裁判員裁判対象事件の多くは人の死の結果を伴うものであるから、死因等の鑑定を部外の学識経験者に嘱託する必要性が生ずる。その場合の鑑定書の在り方自体をどうすべきかは今後の課題であるが、警察としても、大学の法医学研究室の関係者等に対し、平素からこの問題に関する理解を求めるとともに、個々の鑑定に際しても、各地の実情に応じて、検察官と連携しつつ、鑑定書のほかに鑑定の結果及び簡単な理由を付した鑑定要旨の作成を依頼すること等に留意すること。

その他の部外鑑定についても、鑑定受託者との良好な協力関係を構築し、できる限り同様の協力を求めるようにすること。

(イ) 部内鑑定

科学警察研究所、科学捜査研究所等が行うDNA型鑑定等の部内鑑定については、おおむね鑑定書の合理化が図られているが、鑑定書に表れないような鑑定手法の内容や技術的な信頼性については、分かりやすい説明資料を別途用意するなど、裁判員の理解に資するための工夫をすること。

ウ 供述調書

被疑者はもとより、目撃者をはじめ様々な参考人と最初に接することとなる警察の取調べにおいては、その時点でしか得られないような生々しい供述を調書に録取しておくことが重要であり、録取の時期をことさら遅らせたり、録取の内容を不必要に一般抽象的なものにとどめたりするなどの措置をとることは適当でない。

一方で、例えば、関係者の供述間の些細な矛盾であっても、事実認定に不慣れな裁判員にとっては、的確な心証形成を害したり、無用な争点を生んで公判の遅延を招いたりするおそれがある。

これらの点を踏まえつつ、裁判員に対する立証に資する観点から、可能な限り、次のような工夫を行うこと。

(ア) 不必要な重複や冗長な記載は避けること。

(イ) 例えば、犯行の動機、犯行に至る状況、犯行状況、逃走状況等の各テー

マ別に要領よく録取すること。

- (ウ) 供述者の生の言葉を基本として、その表現能力に従った分かりやすい日常的な言葉や表現を用い、必要に応じて図面や写真を添付すること。

エ 捜査報告書

検査報告書には多種多様なものがあり、その在り方を一概に論することはできないが、不必要に作成したり、不必要な記載をすることは検査の合理化に反するばかりか、無用の争点を生じさせ、公判の遅延等を招くおそれがある。そこで、特に次のような点に留意すること。

- (ア) 従来の慣例に流されることなく、検査指揮官が個々の検査報告書ごとに作成の要否を的確に判断すること。例えば、検査の初期的段階における信憑性や重要性の有無の判断が困難な参考人の供述については、一律に検査報告書に記録するまでの必要はなく、緊急性や必要性を吟味して供述調書に録取するように努めること。

- (イ) 作成者はもとより、検査指揮官が、記載の内容が事実に即しているかどうかのチェックを確実に行うこと。特に、教科書の例文のような記載に墮すことなく、事案に応じた具体的な記載にするよう努めること。

- (ウ) 検査手法や検査協力者の氏名等で秘匿を要する場合には、その記載をしないように留意すること。

(3) 検査指揮に当たっての留意事項

検査指揮官においては、上記の諸点に留意しながら検査指揮を行う前提として、従来以上に迅速、的確に証拠関係を把握するよう努めること。

3 公判前整理手続への対応に関する留意事項について

裁判員裁判対象事件は必ず公判前整理手続に付されることとされているが（裁判員法第49条）、公判前整理手続への対応に関する留意事項については、「刑事訴訟法の一部改正による刑事裁判の充実・迅速化への対応について」（平成17年10月19日付け通達乙刑総第647号ほか）をもって既に指示したとおりであり、それに従つて適切に対応すること。

4 公判対応に関する留意事項

裁判員裁判については、上記のとおり、裁判員が法廷外で証拠書類を精読して心証形成をすることが期待できず、公判中心主義、直接主義、口頭主義がより徹底されることとなるため、検査員や鑑定機関の職員が証人として公判出廷する機会が増大すると予想される。そこで、次の点に留意すること。

ア 証人出廷の機会が極端に増大すれば日常の業務に支障が生ずるので、上記のとおり、分かりやすい検査書類の作成に努め、証人出廷が必要となるような事態がなるべく生じないように留意すること。また、この点について、検察官の理解を得るように努めること。

イ 公判出廷に関しては、「茨城県警察ち密な検査推進対策要綱」（平成2年9月6日付け通達甲刑総第24号）により指示しているとおり、公判対応主管課長は、

出廷する捜査員その他警察職員に対する証言要領について助言、支援を行い、適切な公判対応に努めること。

ウ 公判出廷に際しては、検察官と連携しつつ、十分な準備をした上で、一般国民である裁判員に分かりやすい証言をするように留意すること。

5 その他の留意事項

(1) 指導体制の整備、強化

刑事部門を中心として、関係各部横断的に、本通達に定める内容の周知徹底と施策の実施に努めること。

(2) 検察庁との協議の推進

裁判員制度の導入に向けた取組については、警察と検察の相互の理解と協力が必要不可欠であることから、警察捜査の実情についての理解が得られるよう努めながら、検察庁との協議を積極的に進めていくこと。